

平成 1 7 年田村市議会 9 月定例会会議録

(第 6 号)

○会 議 月 日 平成 1 7 年 9 月 2 6 日 (月曜日)

○出 席 議 員 (6 7 名)

議 長 三 瓶 利 野

1 番	七 海	博 議 員	2 番	木 村 高 雄 議 員
3 番	箭 内 幸 一 議 員		4 番	佐 藤 貴 夫 議 員
5 番	渡 邊	勝 議 員	6 番	吉 田 一 郎 議 員
7 番	佐 藤	喬 議 員	8 番	佐 藤 義 博 議 員
9 番	佐 藤	忠 議 員	1 0 番	先 崎 温 容 議 員
1 1 番	永 山	弘 議 員	1 2 番	吉 田 紳 太 郎 議 員
1 3 番	遠 藤 文 雄 議 員		1 4 番	石 井 市 郎 議 員
1 5 番	新 田 耕 司 議 員		1 6 番	本 田 芳 一 議 員
1 7 番	秋 元 正 登 議 員		1 8 番	根 本 浩 議 員
1 9 番	橋 本 紀 一 議 員		2 1 番	新 田 秋 次 議 員
2 2 番	石 井 俊 一 議 員		2 3 番	橋 本 善 正 議 員
2 4 番	松 本 道 男 議 員		2 5 番	吉 田 文 夫 議 員
2 6 番	渡 辺 勇 三 議 員		2 7 番	小 林 清 八 議 員
2 8 番	村 上 好 治 議 員		2 9 番	猪 瀬 明 議 員
3 0 番	宗 像 清 二 議 員		3 1 番	渡 辺 ミヨ子 議 員
3 2 番	松 本 敏 郎 議 員		3 3 番	小 林 寅 賢 議 員
3 4 番	松 本 熊 吉 議 員		3 5 番	宗 像 宗 吉 議 員
3 6 番	本 田 仁 一 議 員		3 7 番	浦 山 行 男 議 員
3 9 番	横 井 孝 嗣 議 員		4 0 番	白 岩 吉 治 議 員
4 1 番	石 井 喜 壽 議 員		4 2 番	本 田 正 一 議 員
4 3 番	吉 田 忠 議 員		4 4 番	白 石 治 平 議 員
4 5 番	渡 邊 鐵 藏 議 員		4 6 番	早 川 栄 二 議 員
4 8 番	箭 内 仁 一 議 員		4 9 番	村 越 崇 行 議 員

50番	長谷川 元 行 議 員	51番	橋 本 文 雄 議 員
52番	石 井 忠 治 議 員	53番	安 藤 勝 議 員
54番	半 谷 理 孝 議 員	55番	吉 田 豊 議 員
56番	佐久間 金 洋 議 員	57番	照 山 成 信 議 員
58番	佐 藤 孝 義 議 員	59番	松 本 哲 雄 議 員
60番	大和田 一 夫 議 員	61番	渡 邊 文太郎 議 員
62番	安 藤 嘉 一 議 員	63番	佐 藤 弥太郎 議 員
64番	面 川 俊 和 議 員	65番	松 崎 功 議 員
66番	宗 像 公 一 議 員	67番	柳 沼 博 議 員
68番	橋 本 吉△村 議 員	69番	菅 野 善 一 議 員

○欠 席 議 員 (2 名)

38番	白 岩 行 議 員	47番	吉 田 正 直 議 員
-----	-----------	-----	-------------

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	富 塚 宥 晴	助 役	鹿 俣 潔
収 入 役	村 上 正 夫	総 務 部 長	相 良 昭 一
企画調整部長	郡 司 健 一	生活福祉部長 兼福祉事務所長	秋 元 正 信
産業建設部長	塚 原 正	滝根行政局長	青 木 邦 友
大越行政局長	吉 田 良 一	都路行政局長	新 田 正
常葉行政局長	白 石 幸 男	船引行政局長	佐 藤 輝 男
総務部総務課長	佐 藤 健 吉	総務部財政課長	助 川 弘 道
総務部税務課長	吉 田 拓 夫	企 画 調 整 部 企画調整課長	橋 本 隆 憲
企 画 調 整 部 観光交流課長	白 石 忠 臣	生 活 福 祉 部 生活環境課長	渡 辺 貞 一
生 活 福 祉 部 保 健 課 長	加 藤 与 市	生 活 福 祉 部 福 祉 課 長	本 多 正
産 業 建 設 部 産 業 課 長	加 藤 久 雄	産 業 建 設 部 参事兼建設課長	宗 像 正 嗣
産 業 建 設 部 下 水 道 課 長	渡 辺 行 雄	出 納 室 長	宗 像 トク子

教 育 委 員 長	白 岩 正 信	教 育 長	大 橋 重 信
教 育 次 長	宗 像 泰 司	教育委員会事務局 教育総務課長	吉 田 博
教育委員会事務局 学校教育課長	佐久間 光 春	教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀 越 則 夫
選挙管理委員長	鈴 木 季 一	選挙管理委員会 事務局 長	佐 藤 健 吉
代表監査委員	武 田 義 夫	監査委員事務局長	白 石 喜 一
農業委員会会長	宗 像 紀 人	農 業 委 員 会 事 務 局 長	塚 原 正
農 業 委 員 会 事務局総務課長	根 本 徳 位	水道事業所長	助 川 俊 光

○事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	白 石 喜 一	総 務 課 長	渡 辺 新 一
主 任 主 査	石 井 孝 行	主 任 主 査	斎 藤 忠 一
主 事	渡 辺 誠	主 事	大 越 貴 子

○議 事 日 程

- 日程第 1 付託議案の常任委員会審査結果報告
- 日程第 2 議案第 58号 田村市表彰条例の制定について
- 日程第 3 議案第 59号 田村市健康づくり推進協議会設置条例の制定について
- 日程第 4 議案第 60号 田村市水道事業運営審議会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 61号 田村市税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 62号 田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 63号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 64号 福島県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 日程第 9 議案第 65号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

- 日程第 10 議案第 66号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第 11 議案第 67号 田村市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 68号 田村市滝根総合福祉センター設置条例の制定について
- 日程第 13 議案第 69号 田村市在宅介護支援センター設置条例の制定について
- 日程第 14 議案第 70号 田村市高齢者生活福祉センター条例の制定について
- 日程第 15 議案第 71号 田村市老人福祉センター条例の制定について
- 日程第 16 議案第 72号 田村市デイサービスセンター条例の制定について
- 日程第 17 議案第 73号 田村市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 74号 田村市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 75号 田村市ふれあいと秩序の広場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 76号 田村市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 77号 田村市児童遊び場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 78号 田村市屋内ゲートボール場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 79号 田村市農村集会施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 80号 田村市農村広場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 81号 田村市農村公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 82号 田村市大越農村婦人の家条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 83号 田村市都路地域特産品処理加工施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28 議案第 84号 田村市大越転作技術研修センター条例の一部を改正

する条例について

- | | | | | |
|-----|----|-----|------|--------------------------------|
| 日程第 | 29 | 議案第 | 85号 | 田村市おおごえふるさと館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 30 | 議案第 | 86号 | 田村市文化の館ときわ条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 31 | 議案第 | 87号 | 田村市滝根森林総合利用施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 32 | 議案第 | 88号 | 田村市船引総合利用自然林条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 33 | 議案第 | 89号 | 田村市畜産管理センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 34 | 議案第 | 90号 | 田村市殿上観光牧場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 35 | 議案第 | 91号 | 田村市カブトムシ自然の森条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 36 | 議案第 | 92号 | 田村市レストハウス釜山条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 37 | 議案第 | 93号 | 田村市滝根農産物等処理加工場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 38 | 議案第 | 94号 | 鍾乳洞管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 39 | 議案第 | 95号 | 田村市天地人館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 40 | 議案第 | 96号 | 国民休養地仙台平キャンプ場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 41 | 議案第 | 97号 | 田村市星の村条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 42 | 議案第 | 98号 | 田村市星の村ふれあい館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 43 | 議案第 | 99号 | 田村市船引コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 | 44 | 議案第 | 100号 | 田村市索道事業施設条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 45 議案第101号 田村市滝根コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 46 議案第102号 田村市グリーンパーク都路草原の家やすらぎ条例の一部を改正する条例について
- 日程第 47 議案第103号 田村市営住宅集会所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 48 議案第104号 田村市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 49 議案第105号 田村市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 50 議案第106号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 51 議案第107号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 52 議案第108号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 53 議案第109号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 54 議案第110号 平成17年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 55 議案第111号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 56 議案第112号 平成17年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 57 議案第113号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 58 議案第114号 平成17年度田村市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 59 議案第115号 平成17年度田村市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 60 議案第116号 平成17年度田村市水道事業会計補正予算（第1号）

について

- | | | | | |
|-----|-----|-----|-------|--|
| 日程第 | 6 1 | 認定第 | 3 9 号 | 平成 1 6 年度田村市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 6 2 | 認定第 | 4 0 号 | 平成 1 6 年度田村市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 6 3 | 認定第 | 4 1 号 | 平成 1 6 年度田村市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 6 4 | 認定第 | 4 2 号 | 平成 1 6 年度田村市滝根町観光事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 6 5 | 認定第 | 4 3 号 | 平成 1 6 年度田村市都路町観光事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 6 6 | 認定第 | 4 4 号 | 平成 1 6 年度田村市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 6 7 | 認定第 | 4 5 号 | 平成 1 6 年度田村市宅地造成特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 6 8 | 認定第 | 4 6 号 | 平成 1 6 年度田村市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 6 9 | 認定第 | 4 7 号 | 平成 1 6 年度田村市授産場事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 7 0 | 認定第 | 4 8 号 | 平成 1 6 年度田村市総合福祉センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 7 1 | 認定第 | 4 9 号 | 平成 1 6 年度田村市船引東部地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 7 2 | 認定第 | 5 0 号 | 平成 1 6 年度田村市診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 7 3 | 認定第 | 5 1 号 | 平成 1 6 年度田村市歯科診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 7 4 | 認定第 | 5 2 号 | 平成 1 6 年度田村市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 | 7 5 | 認定第 | 5 3 号 | 平成 1 6 年度田村市介護保険特別会計歳入歳出決算 |

認定について

日程第 76 認定第 54号 平成16年度田村市水道事業会計歳入歳出決算認定
について

日程第 77 付託議案の特別委員会審査結果報告

日程第 78 認定第 4号 平成16年度滝根町一般会計歳入歳出決算認定につ
いて

日程第 79 認定第 5号 平成16年度滝根町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 80 認定第 6号 平成16年度滝根町老人保健特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 81 認定第 7号 平成16年度滝根町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 82 認定第 8号 平成16年度滝根町観光事業特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 83 認定第 9号 平成16年度滝根町簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 84 認定第 10号 平成16年度滝根町公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算認定について

日程第 85 認定第 11号 平成16年度滝根町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算認定について

日程第 86 認定第 12号 平成16年度滝根町宅地造成特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 87 認定第 13号 平成16年度大越町一般会計歳入歳出決算認定につ
いて

日程第 88 認定第 14号 平成16年度大越町老人保健特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 89 認定第 15号 平成16年度大越町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 90 認定第 16号 平成16年度大越町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 9 1	認定第 1 7 号	平成 1 6 年度都路村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 2	認定第 1 8 号	平成 1 6 年度都路村診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 3	認定第 1 9 号	平成 1 6 年度都路村歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 4	認定第 2 0 号	平成 1 6 年度都路村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 5	認定第 2 1 号	平成 1 6 年度都路村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 6	認定第 2 2 号	平成 1 6 年度都路村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 7	認定第 2 3 号	平成 1 6 年度都路村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 8	認定第 2 4 号	平成 1 6 年度都路村観光事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 9	認定第 2 5 号	平成 1 6 年度常葉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 0 0	認定第 2 6 号	平成 1 6 年度常葉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 0 1	認定第 2 7 号	平成 1 6 年度常葉町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 0 2	認定第 2 8 号	平成 1 6 年度常葉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 0 3	認定第 2 9 号	平成 1 6 年度常葉町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 0 4	認定第 3 0 号	平成 1 6 年度常葉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 0 5	認定第 3 1 号	平成 1 6 年度船引町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 0 6 認定第 3 2 号 平成 1 6 年度船引町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 1 0 7 認定第 3 3 号 平成 1 6 年度船引町老人保健特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 1 0 8 認定第 3 4 号 平成 1 6 年度船引町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 1 0 9 認定第 3 5 号 平成 1 6 年度船引町授産場特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第 1 1 0 認定第 3 6 号 平成 1 6 年度船引町総合福祉センター特別会計歳入
歳出決算認定について

日程第 1 1 1 認定第 3 7 号 平成 1 6 年度船引町船引東部地区土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 1 2 認定第 3 8 号 平成 1 6 年度船引町公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算認定について

日程第 1 1 3 陳情第 1 3 号 田村市役所本庁舎の早期建設についての陳情書

日程第 1 1 4 陳情第 1 4 号 農村活性化センターの畜産管理センター運営の継続
について

日程第 1 1 5 継続審査となっていた陳情の常任委員会審査結果報告

日程第 1 1 6 市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会調査結果報告

追加日程

日程第 1 議案第 1 1 7 号 平成 1 7 年度田村市一般会計補正予算（第 3 号）に
ついて

日程第 2 発議第 1 5 号 義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める意見
書の提出について

日程第 3 発議第 1 6 号 田村市議会議員選挙区設置条例の制定について

○ 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議長（三瓶利野） おはようございます。

都合により、15番新田耕司君は出席がなくなります。

会議規則第2条の規定による欠席の届け出者は、47番吉田正直君、68番白岩 行君であります。

大変失礼いたしました。訂正いたします。

ただいま白岩 行議員の議席ナンバーを68番と申し上げましたが、38番の間違いでありましたので、訂正いたします。

ただいまの出席議員は66名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程（第6号）のとおりであります。

日程第1 付託議案の常任委員会審査結果報告

○議長（三瓶利野） 日程第1、付託議案の常任委員会審査結果報告を行います。

各常任委員会に付託しておりました議案第58号から議案第116号まで並びに認定第39号から認定第54号までの7議案について、各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

初めに、総務企画常任委員長佐藤義博君。佐藤総務企画常任委員長。

（総務企画常任委員長 佐藤義博登壇）

○総務企画常任委員長（佐藤義博） 総務企画常任委員会に付託されました審査の経過と結果について御報告いたします。

定例会9日目の本会議において総務企画常任委員会に付託されました田村市表彰条例の制定、指定管理者制度に係る条例の一部改正、平成17年度の田村市一般会計補正予算など議案24件、平成16年度田村市各会計歳入歳出決算認定など認定案件4件について、9月16日、9月20日の2日間にわたり、各所管課ごとに審査を行いましたので、審査経過と結果について御報告いたします。

9月16日、午前10時、委員14名出席のもと、総務企画常任委員会を開会いたし、初めに、議案第58号 田村市表彰条例の制定について審査をいたしました。

本案は、合併協定の中で「表彰制度については新市において新たな制度を創設する」と協議されており、今回、市として表彰の種類を功労表彰、一般表彰、善行表彰の3種類と定めて、政治、経済、教育文化、社会福祉、その他各般にわたって市勢振興に寄与された方並びに団体を表彰しようとするもので、その内容においてこれを評価できるものであり

ます。委員会審査の中で、一部の見直し論もありましたが、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 61号 田村市税特別措置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される省令が施行されたことに伴い、過疎地域における課税免除の規定を改正しようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 64号 福島県市町村総合事務組合の規約の変更について申し上げます。

本案は、水防法及び土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、消防団員などが水防に従事した場合の災害に対する補償事務を規定した条文を改正するものであり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 65号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について申し上げます。

本案は、平成 17年 9月 30日をもって会津高田町、会津本郷町及び新鶴村を組合から脱退させ、同年 10月 1日から会津美里町を組合に加入させること、平成 17年 11月 1日に会津若松市と合併する河東町を組合から脱退させること、また、平成 17年 11月 6日をもって白河市、表郷村、大信村及び東村を組合から脱退させ、同年 11月 7日から引き続き白河市の常勤職員に対する退職手当の支給事務以外の共同処理事務を行うため、同組合に加入させるものであり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 66号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について申し上げます。

本案は、平成 17年 11月 30日をもって二本松市、安達町及び東和町を組合から脱退させ、同年 12月 1日から二本松市を全共同事務を行うため、同組合に加入させるとともに、組合規約の構成団体の中の「田村市」を「二本松市、田村市」と一部改め、平成 17年 12月 1日から適用させようとするもので、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 67号 田村市公の施設に係る指定管理者の指定手続などに関する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成 15年 6月の地方自治法の一部改正により、従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入され、現在管理を委託している公の施設については、改正法施行後 3年以内に、指定管理者制度へ移行するか直営にするかを決定しなければなりません。指定管理者の指定手続、管理基準及び業務の範囲、その他必要な事項など、どの施設にも共

通する事項について条例を制定するものであり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 73号 田村市情報公開条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、指定管理者がこの条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう指導に努める規定を追加し、一部改正を行うものであり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 74号 田村市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、個人情報を取り扱う事務の委託を受け、その事務に従事している者または従事していた者は、個人情報を他人に漏らし、または不当な目的に使用してはならないという規定を指定管理者にも適用しようとする条例の改正をするものでありまして、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 75号 田村市ふれあいと秩序の広場条例の一部を改正する条例について申し上げます。

この条例の第 7 条の管理の委託を廃止し、市の直営にする条例を一部改正する条例で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 87号 田村市滝根森林総合利用施設条例の一部を改正する条例について、議案第 89号 田村市畜産管理センター条例の一部を改正する条例について、議案第 90号 田村市殿上観光牧場条例の一部を改正する条例について、議案第 91号 田村市カブトムシ自然の森条例の一部を改正する条例について、議案第 92号 田村市レストハウス釜山条例の一部を改正する条例について、議案第 93号 田村市滝根農産物等処理加工場条例の一部を改正する条例について、議案第 94号 鍾乳洞管理条例の一部を改正する条例について、議案第 95号 田村市天地人館条例の一部を改正する条例について、議案第 96号 国民休養地仙台平キャンプ場条例の一部を改正する条例について、議案第 97号 田村市星の村条例の一部を改正する条例について、議案第 98号 田村市星の村ふれあい館条例の一部を改正する条例について、議案第 100号 田村市策道事業施設条例の一部を改正する条例について、議案第 101号 田村市滝根コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、議案第 102号 田村市グリーンパーク都路草原の家やすらぎ条例の一部を改正する条例について申し上げます。

ただいまの議案 14件につきましては、この施設において、指定管理者制度の導入を図る

ため、また、委託に関する規定を削除するための条例の一部改正を行うものであり、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 106号 平成 17年度田村市一般会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

本案は、定例会 9 日目の本会議において、各委員会に分割付託されたことから、各所管課ごとにこの歳入歳出補正予算について審査を行いました。

歳出の主なものは、田村市表彰式の経費、未登記物件登記委託料、公共施設のアスベスト対策事業費、スマートインターチェンジ設置の調査費及び総合計画策定経費であります。

総務課所管では、1月予定の田村市表彰式に係る経費が計上され、そのほかでは、7月1日付人事異動による人件費等でありました。

財政課所管では、歳入は、その確定に伴い、地方交付税 8 億 7,811万 7,000円を増額するなど、歳出は、財産管理費において合併前に旧町村で施行した未登記物件登記のための分筆測量委託料、アスベスト対策事業費であります。

議会費については、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の視察研修経費の追加予算であります。

税務課所管では、主なものは、7月1日付人事異動による税務総務費の減額、固定資産、償却資産のデータベース化に係る予算であります。

企画調整課所管では、その主な歳出は、合併記念イベントに係る記念事業費、スマートインターチェンジ設置要望のための調査費及び総合計画策定費などであります。

次に、観光交流課所管では、アメリカマンスフィールド市との交流事業に係る国際交流事業の減額補正などでありました。

以上、新市のまちづくりのための補正予算、いずれも歳入に見合った歳出を予算化したもので、全委員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第 39号 平成 16年度田村市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本案は、平成 17年 3 月 1 日における市町村合併により、平成 17年 2 月末で打ち切られた旧町村の残予算と残務の事務事業を継承した田村市の 3 月一カ月間の暫定予算に係る決算で、各課所管審査をいたしましたところ、適正に執行されており、全委員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第 42号 平成 16年度田村市滝根町観光事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本案については、認定第 39号と同様、3月一カ月間の暫定予算に係る決算で、適正に執行されており、全委員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第 43号 平成 16年度田村市都路町観光事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本案についても、認定第 39号と同様、3月一カ月間の暫定予算に係る決算で、適正に執行されており、全委員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第 45号 平成 16年度田村市宅地造成特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

認定第 39号と同様、3月一カ月間の暫定予算に係る決算で、適正に執行されており、全委員一致、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務企画常任委員会に付託されました全議案については、審査の結果、すべて原案のとおり可決並びに認定すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。御審議の上、御議決くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（三瓶利野） 次に、生活福祉常任委員長橋本善正君。橋本生活福祉常任委員長。

（生活福祉常任委員長 橋本善正登壇）

○生活福祉常任委員長（橋本善正） おはようございます。

生活福祉常任委員会の報告を申し上げます。

平成 17年田村市議会 9月定例会において、平成 17年 9月 14日付、議案付託表により当委員会に付託のありました議案 18件、認定 8件、計 26件につきまして、9月 16日、20日の 2日間審議を行いました。その審議の結果は、委員会審査報告書のとおりで、いずれも原案のとおり可決することに決定をしました。

また、8月 5日、所管事務調査により、焼却施設の現地調査をいたしましたので、あわせてその経過について御報告を申し上げます。

審査中の意見経過についての概要を申し上げます。

議案第 59号 田村市健康づくり推進協議会設置条例の制定については、形式的な運営ということではなく、市に対し市民の健康について提案できるような組織体制づくりを望むという要望がなされました。

次に、議案第 62号 田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、施行月日を 10月 1日に設定した根拠とは何かというふうな意見がなされました。

次に、議案第 63号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例については、福島県重度心身障害者医療費補助事業の改正に伴うもので、田村市としては、入院時の食事に要する費用を適用外とし、適用を平成 18年 4月 1日診療分からとし、10月 1日からの 6カ月間、市で負担するという措置であり、理解をいたすところでございますが、今日、相次ぐ社会保障の切り捨てや国民負担増によって、障害者の皆さんは相当な費用負担を強いられている。自治体の使命は、弱者に対して光を当てること、より防波堤になることであり、市が引き続き助成をし、この事業を継続すべきであるという意見があったが、財源確保並びに財政健全化のための条例改正の措置であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきが多数であり、原案のとおり可決することに決定をしました。

次に、議案第 68号 田村市滝根総合福祉センター設置条例の制定については、地方自治法の改正によって公の施設の指定管理者制度が創設され、田村市においては、本定例会議案第 67号 田村市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について提案されましたが、本案について、指定管理者制度の導入は、管理運用、民間営利業者に全面的に開放することにより、市民に対してのサービスは量的・質的にも変化し、利用料の値上げで住民負担がふえること、または経営難による事業者の撤退問題がある。住民の声が直接運営に反映され、だれもが安心して利用できる安定的に運営され、継続的に専門性を発揮できる職員を配置し、市が責任を持って運営することが、公共施設の公共性や施設の機能を向上させるためにも不可欠であるという意見もありました。

議案第 69号 田村市在宅介護支援センター設置条例について、議案第 70号 田村市高齢者生活福祉センター条例について、議案第 71号 田村市老人福祉センター条例について及び議案第 72号 田村市デイサービスセンター条例の制定については、議案第 68号に関連しての件がありました。また、関連する休館日の扱いなど、統一された条例の制定が求められる。いま一度見直す必要があるというふうな意見もありました。

議案第 77号 田村市児童遊び場条例の一部を改正する条例については、特定の場所に対する条例であり、市には類似した施設がたくさんある。ほかの施設の整合性を今後検討すべきである。また、行政局中心といっても、市民から見れば、同じ条件を望んでいるというふうな意見もなされました。

議案第 106号 平成 17年度 田村市一般会計補正予算（第 2号）についてを申し上げます。

まず初めに、生活環境関係については、防犯対策費 29万 4,000円が計上され、防犯パト

ロールのマグネット板作成ということであるが、ボランティア団体が各地区で活動しているが、団体に対しての育成に何か不足しているのではないかという意見があり、今後検討すべきことであるという要望がありました。

次に、福祉関係については、身体障害福祉費の中の報償費については、全国障害者スポーツ大会が岡山市で開催され、我が田村市から３名、常葉町１名、船引町２名の激励金であり、１人当たり２万円の支給の内容であります。

次に、議案第 115号 平成 17年度田村市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、予測が難しいながらも予備費の運用については統一した考えを持ち、適正な予算執行に努められたい。

認定に入ります。

認定第 39号 平成 16年度田村市一般会計歳入歳出決算認定については、１カ月の認定であるが、敬老祝い金は支払われるところと支払われないところがあり、同一に改めるべきであるという意見がありました。

認定第 40号 平成 16年度田村市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、出産費用が多額で実費負担が伴う。全国の自治体の中では、出産関係で福祉予算を支給しているところがあり、市としても前向きに善処されたいという要望がありました。また、短期資格証明書発行は権利を奪う資格証明書であり、いかなる状況でも短期保険証は発行すべきでないという意見もありました。

認定第 47号、認定第 48号、認定第 50号、認定第 51号、認定第 52号及び認定第 53号、各特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定することに決しました。

大変失礼しました。

議案第 107号 平成 17年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 110号 平成 17年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 111号 平成 17年度田村市総合福祉センター特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 112号 平成 17年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 113号 平成 17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）及び議案第 114号 平成 17年度老人保健特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、委員会といたしましては特別な事項がなかったというふうなことで委員長報告を削除したというふうな関係でございます。御了承いただきたいと思います。

以上で、生活福祉常任委員会の報告といたします。何とぞ議決を賜りたくお願いを申し

上げます。

続いて、所管事務調査について御報告をいたします。

田村市内における焼却施設の現地調査を8月5日に実施をいたしました。説明員として各行政局の担当課長並びに担当者より経過の概要について詳細な説明を受け、現地検分をいたしました。現在休止状態になっている焼却施設は、滝根町、都路町、常葉町、各1基、大越町2基の4施設、計5基の焼却施設があります。ほとんどの施設が早急に解体を要する施設であり、今定例会において2名の議員の方が焼却施設の解体計画について一般質問を行いました。市としては、ダイオキシン類の飛散防止対策を含めた解体経費の積算、また、跡地の再利用の計画策定等が必要であり、建設年度、老朽化の度合い等を調査し、計画的に進めるとの答弁でありました。しかし、本委員会で現地調査をした箇所で、特に旧大越町の焼却施設は著しく老朽化が進み、早急な解体が必要である。また、焼却施設の適切な維持管理に努められることを要望します。

なお、本委員会は、閉会においても継続的に調査研究することにいたしました。

以上、報告といたしました。

審査報告の中で、大変不備な点がありましたことを御了承いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

- 議長（三瓶利野） 次に、産業建設常任委員長宗像宗吉君。宗像産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 宗像宗吉登壇）

- 産業建設常任委員長（宗像宗吉） 平成17年田村市議会9月定例会において、議案付託表により当委員会に付託のありました議案18、認定6件の合わせて24案件について、委員17名出席のもと、9月16日審査をいたしましたので、経過並びに結果について報告いたします。

当委員会に付託されました24案件の審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも全会一致の決定であります。

以下、審査の経過において議論されました事項等につき、その概要を申し上げます。

まず、議案第60号 田村市水道事業運営審議会条例の制定についてであります。運営審議会の目的に関して質疑がなされ、料金統一の検討、将来の水道事業の一元化に関する調査を行うものであることを確認しております。なお、審議会は15名の委員をもって構成されます。

議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第

85号、議案第 86号、議案第 88号、議案第 103号、議案第 104号、議案第 105号、以上 12件の一部改正条例は、管理委託の根拠法令が地方自治法の一部改正による経過措置期限である平成 18年 9月 1日をもって消滅することから、管理委託に関する規定を削除し、市直営の管理とするものであり、いずれも可決すべきものと決定しております。

議案第 99号 田村市船引コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例について申し上げます。

当施設は、従来の管理委託制度により外部団体へ委託しておりましたが、地方自治法改正による指定管理者制度を導入できるように改めるものであります。なお、指定管理者にゆだねるか、市直営とするかは未定であるとの説明を受けております。

議案第 106号 平成 17年度田村市一般会計補正予算（第 2号）の歳出部分について、各委員会に分割付託されましたことから、当委員会におきましては、農業委員会及び産業建設部所管の予算に関して審査を行いました。各所管予算の内容は、いずれも当初予算決定後における各所管事業の事業費確定などの理由による補正あるいは災害復旧費の追加などであります。

産業課所管の歳出補正予算には、葉たばこ振興対策費 1,422万円が計上されておりますが、この事業は、葉たばこから他の作物への転換を奨励するものでありますことから、事業実施に当たっては、県の事業名称である「葉たばこ経営転換緊急対策事業」と名称を変更すべきであるとの意見が出されました。

建設課所管の土木費には、事業内容の調整に伴う補正が、また、災害復旧費には、8月の豪雨災害の復旧に要する経費が計上されておりますが、いずれもやむを得ないと認め、可決すべきものと決定いたしました。

議案第 108号 平成 17年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1号）は、落雷被害による機器の補修と道路改良に伴う配水管の敷設替え工事費を計上しており、妥当と認め可決いたしました。

議案第 109号 平成 17年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1号）については、歳入に前年度繰越金を計上し、歳出は予備費としたもので、特に意見などもなく可決いたしました。

議案第 116号 平成 17年度田村市水道事業会計補正予算（第 1号）について申し上げます。

大越地区において下水道工事に伴う配水管の敷設替え工事が発生し、これに対応する予

算の補正であります。妥当と認め可決しております。

引き続きまして、認定第 39号 平成 16年度田村市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 41号、認定第 44号、認定第 46号、認定第 49号の平成 16年度田村市の各特別会計歳入歳出決算及び認定第 54号 平成 16年度田村市水道事業会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

いずれの会計も、合併後 3 月一月分の歳入歳出であり、各旧町村で歳入あるいは歳出されなかったもの及び一月分の義務的経費に係るものであります。決算審査では、それぞれ執行部からの説明を受け、決算計数の確認をいたしました。

建設課所管の一般会計決算審査では、国土調査事業の完了年度に関する質問がされましたが、平成 18年度をもって登記まで完了するとのことであります。

水道事業会計決算の審査では、水道料金の未収金が 3 月末時点で 1,300万円余りに及ぶことが確認されましたが、その後の努力により未収額は減少しております。引き続き未収の解消に努力をお願いするものであります。

以上、付託の案件の審査結果について申し上げましたが、最後に、本常任委員会の所管事務調査について御報告いたします。

去る 8 月 29日、産業建設部及び水道事業所所管事業現況把握を目的といたしまして、市全域にわたる 14カ所の現地視察調査を行いました。説明員として産業建設部長及び各課長及び水道事業所長に出席を求め、現地にて説明を受け、現況の把握に努めてまいりました。

以上で、産業建設常任委員会の審査結果の報告を終わります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（三瓶利野） 次に、文教常任委員長本田仁一君。本田文教常任委員長。

（文教常任委員長 本田仁一登壇）

○文教常任委員長（本田仁一） 定例会 9 日目の本会議において、文教常任委員会に付託されました議案第 76号 田村市体育施設条例の一部を改正する条例について、議案第 106号

平成 17年度田村市一般会計補正予算（第 2 号）について歳出のうち教育費及び認定第 39号 平成 16年度田村市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出のうち教育費について、16日に付託議案の審査を実施いたしましたので、審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第 76号 田村市体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。指定管理者制度の導入に伴いまして、田村市体育施設条例にあります委託規定を削除する条例改

正であり、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 106号 平成 17年度田村市一般会計補正予算（第 2 号）について、歳出のうち教育費についてであります。既定の教育費歳入歳出予算の総額に 1,374万 5,000円を追加し、教育費歳入歳出予算の総額を 22億 4,23万 9,000円にするものであります。

主なものにつきましては、小学校の消耗品費、電気料などの増、理科実験用薬品処分料、下大越小、都路中、ハートフル推進事業、要田中学校教育事務委託料のほか、教育施設のアスベスト対策事業費、文化センター舞台照明設備調光盤リース料に要する経費が計上されておりますが、事業内容を審議した結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、アスベスト対策事業につきましては、教育委員会が所管する学校及び体育館等において、アスベストが使用されている可能性があると思われる施設の調査、分析における経費が計上されておりますが、学校及び体育館等につきましては、児童生徒や市民が身近に、そして幅広く使用している施設であるため、調査分析について早急に取りかかる必要があります。その結果、アスベストを有する施設については、除去等の対応を迅速に実施すべきものであります。

続きまして、認定第 39号 平成 16年度田村市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出のうち教育費についてであります。教育費歳出決算総額は 6 億 2,142万 744円で、小中学校の管理、教育振興に要した経費、芦沢小学校・幼稚園の建設事業のほか、公民館、図書館、文化センターの管理に要した経費であり、原案どおり認定すべきものと決しました。

最後になりますが、教育次長より、教育委員会における平成 17年度主要事業の進捗状況の報告があり、各事業とも適正に実施されていると確認いたしました。主な意見として、まず、学校統廃合・適正化調査事業につきましては、宮城教育大学教授に調査を依頼している状況にあるとの報告がございましたが、少子化に伴う児童生徒の減少により、各地において学校統廃合の協議がなされている状況をかんがみ、学校統廃合适正化調査の結果を踏まえ、教育委員会としての方針を示し、あわせまして地域との協議を慎重に進めていただくとともに、最終的には富塚市長の学校適正規模及び地域社会の形成を考慮した御決断を御期待申し上げます。

また、関本小学校校庭拡張事業につきましては、6 月定例会において御報告申し上げましたが、改めまして事業実施効果及び事業費の縮小等を十分検討した上で実施していただくべきものでございます。

以上で、文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。御審議

の上、御議決くださりますようお願いを申し上げます。

- 議長（三瓶利野） これをもちまして、各常任委員会審査結果の報告を終わります。
-

日程第２ 議案第５８号 田村市表彰条例の制定について

- 議長（三瓶利野） 日程第２、議案第５８号 田村市表彰条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第３ 議案第５９号 田村市健康づくり推進協議会設置条例の制定について

- 議長（三瓶利野） 日程第３、議案第５９号 田村市健康づくり推進協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第４ 議案第６０号 田村市水道事業運営審議会条例の制定について

- 議長（三瓶利野） 日程第４、議案第６０号 田村市水道事業運営審議会条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第５ 議案第６１号 田村市税特別措置条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第５、議案第６１号 田村市税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 6 2 号 田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第 6、議案第 62号 田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 6 3 号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第7、議案第63号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。2番木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

- 2番（木村高雄） 議案第63号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

まず、福島県は、平成17年度10月から重度心身障害者医療費補助事業を見直し、入院食料料金を自己負担とすることを発表しました。この制度は、昭和49年に発足して以来、県民並びに障害者の福祉のために医療費の公費負担を行ってきたものであります。他県と比較して、精神障害者が対象となるなど、先進的な取り組みもあり、県民の福祉向上に大きく寄与してきました。発足以来30年間、平成8年に入院給付費の自己負担が導入された際にも、制度を発展させてきたものであります。

障害者の皆さんは、相次ぐ社会保障の切り捨てや国民負担増によって、既に相当の費用負担を強いられています。また、入院中の食事は治療の一部であります。患者さんにとっては安心して食べられる食事を保障していくことは何よりも大切なことであります。

今回の自己負担導入は、制度が不用になったのではないということを県当局も認めております。財政的な理由で制度を切り捨てることは認めることができません。多くの障害者の方々が自立した生活を送っていくためには、医療制度の充実は今後とも重要な課題であります。

さて、今回の田村市の条例改正は、県の2分の1助成を10月から打ち切ることによるものですが、市当局の説明では、在宅も施設入所も同じく食事するのだから不公平とのことですが、入院をするというのは病状が重いからであり、食事に対する助成は当然のことです。この理論は、国が障害者支援などの国庫補助の削減の口実そのもので、障害者同士に敵対感を持たせる思想攻撃とも言えるものであります。市は、経過措置として、10月から平成18年3月までは市が独自で助成するとしています。その恩恵を受ける方々は

1,100名にも上り、その予算は 700万円です。これは大いに評価できるものですが、4月からは、入院時の食事代は自己負担となります。

国の障害者を支援する制度は後退の一途をたどり、大幅な負担増により受診抑制も起こり、健康破壊や命の危険も招きかねない事態も生まれています。このような状況だからこそ、市が住民の防波堤となり、弱いところに光を当てる施策が今何よりも求められています。厳しい財政状況と思いますが、市として4月以降も助成を継続し、障害者の支援を行うべきだということを申し上げ、私の討論を終わります。

○議長（三瓶利野） 次に、賛成討論の発言を許します。28番村上好治君。村上好治君。

（28番 村上好治議員 登壇）

○28番（村上好治） 28番村上です。

議案第63号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

福島県重度心身障害者医療費補助事業の改正に伴うもので、県、自治体、2分の1事業費負担であり、10月1日からの診療分から入院時の食事費の負担額が適用外となり、田村市としては、負担の軽減を図るため6カ月間市で負担し、実質適用は平成18年4月1日とする提案ですので、私は賛成いたします。

なお、生活福祉常任委員会では、本案については可決をいたしておりますので、議員各位の議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三瓶利野） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 以上で討論を終結いたします。

○議長（三瓶利野） 本案は起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数です。よって、議案第63号については、常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号 福島県市町村総合事務組合の規約の変更について

○議長（三瓶利野） 日程第8、議案第64号 福島県市町村総合事務組合の規約の変更につ

いてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 6 5 号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の減少について

○議長（三瓶利野） 日程第 9、議案第 65号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 10 議案第 66 号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

- 議長（三瓶利野） 日程第 10 議案第 66 号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 11 議案第 67 号 田村市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 11 議案第 67 号 田村市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。2 番木村高雄君。木村高雄君。

（2 番 木村高雄議員 登壇）

- 2 番（木村高雄） 議案第 67 号 田村市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についての反対討論を行います。

政府は、地方自治法の一部を改正して、公の施設の管理運営について、従来の管理委託制度にかわって指定管理制度を導入しました。

その内容は、として、委託を代行にかえ、これまでの地方公共団体の管理権限のもとに受託者が行った管理や運営を指定管理者が代行できる。番目に、これまで首長の権限だった使用許可権限も指定管理者に与えられる。番目として、管理主体をこれまで公共団体、公共的団体、公共的団体の出資する法人、第 3 セクターに限定していたものを、株式会社などの民間営利会社までに拡大する。番目として、指定の手続、指定は、議決事項として新設または直営施設の管理を新たにゆだねる場合は、当初から指定管理制度を導入する。番目に附則として、公共団体に委託しているすべての公の施設は、法施行後 3 年以内、これは 2006 年 9 月 1 日が期限でありますけれども、直営に戻すか指定管理制度に移行しなければならないというふうに、一方的に押しつけてきたわけであります。

この法改正の背景は、2003 年の年頭で発表された「経団連活力と魅力あふれる日本を目指して」では、国際競争力を強化するために新産業の創出として官製市場への開放、民間でできることは官は行わないことを強調しています。そして、それは小泉改革の重要な柱でもあります。公の施設管理運営は数十兆円市場と言われ、指定管理制度導入をチャンスとして企業、情報企業、人材派遣会社などの活発な動きを見せ、参入の準備を進めており、国・地方自治体の業務施設を民間に開放してビジネスチャンスをふやすという基本戦略に基づくものであります。今、議論になっている郵政民営化がその手法の典型であります。

今回の田村市の条例制定で危惧されるのは、議案第 68 号から議案第 72 号までの福祉施設への指定管理制度の導入です。本制度の導入の目的は、運営管理のコスト削減と効率化です。コストのうち職員人件費が大きな割合を占めていることから、職員の削減、パート職員の採用などが行われます。短期臨時職員中心の運営は、仕事の専門性、継続性の保持という点で障害も生みかねません。職員の不安定雇用が利用者のサービスの量的・質的低下につながりかねないこと、また、利用料の引き上げなどで利用者の負担増の問題、さらには経営悪化による企業の撤退の問題などが議論されておられません。

議案第 90 号、91 号については、カブトムシなどを通じて自然環境の大切さを教え、子供

たちに夢を与えるもので、これからも市がこれらの施設管理運営に一定の責任を果たすべきではないでしょうか。議案第 94号の滝根町の入水鍾乳洞は、国の指定天然記念物であります。この貴重な鍾乳洞に指定管理者制度を導入するのはいかなものか疑問が残るものであります。

本来、公の施設は、憲法で健康で文化的な生活を保障するための施設として、営利の対象とすることを禁止し、直営を原則としてきました。従来の管理委託制度もこの原則を踏まえ、公共的団体などに限定してきたものです。住民の声が直接運営に反映され、だれもが安心して利用でき、安定的に運営され、継続的に専門性を発揮できる職員を配置するためにも、市が責任を持って運営することが、公共施設の公共性や施設の機能を向上させるためにも不可欠なことだということを申し上げて私の討論を終わります。

なお、議案第 68号から第 72号まで、議案第 87号、議案第 90号から第 100号までの指定管理者制度を導入する施設の条例改正は第 67号と同様ですので、反対討論は省略いたします。

以上で討論を終わります。

○議長（三瓶利野） 次に、賛成討論の発言を許します。16番本田芳一君。

（16番 本田芳一議員 登壇）

○16番（本田芳一） 16番本田でございます。

議案第 67号 田村市公の施設に係る指定管理者の指定手続等の賛成討論を行います。

先ほど委員長より報告ありました16日に行われました審査の中で、財政課よりるる説明をいただき、議案に対して全員一致で賛成ということに決定いたしました。その結果、公の施設に係る公募の中で、「資格基準、それらを満たした候補を市長が選定した場合に、議会の議決をもって決定する」というふうに一くたりうたっておるわけでございまして、特に問題はないのじゃないかというふうな認識のもとに原案どおり可決いたしましたものでございますので、私から賛成討論といたします。以上でございます。

○議長（三瓶利野） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

○議長（三瓶利野） 本案は起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 67号については、常任委員長報告のとおり可決されました。

休憩のため暫時休議いたします。

再開は 1 時 15分といたします。

午前 1 1 時 0 2 分 休議

午前 1 1 時 1 5 分 再開

- 議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き会議を続けます。

日程第 1 2 議案第 6 8 号 田村市滝根総合福祉センター設置条例の制定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 12 議案第 68号 田村市滝根総合福祉センター設置条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 68号については、常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 1 3 議案第 6 9 号 田村市在宅介護支援センター設置条例の制定について

て

- 議長（三瓶利野） 日程第 13 議案第 69号 田村市在宅介護支援センター設置条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 69号については、常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 14 議案第 70号 田村市高齢者生活福祉センター条例の制定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 14 議案第 70号 田村市高齢者生活福祉センター条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 70号については、常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 1 5 議案第 7 1 号 田村市老人福祉センター条例の制定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 15 議案第 71号 田村市老人福祉センター条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 71号については、常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 1 6 議案第 7 2 号 田村市デイサービスセンター条例の制定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 16 議案第 72号 田村市デイサービスセンター条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第72号については、常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第73号 田村市情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第17 議案第73号 田村市情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第74号 田村市個人情報保護条例の一部を改正する条例につ

いて

- 議長（三瓶利野） 日程第 18 議案第 74号 田村市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 19 議案第 75号 田村市ふれあいと秩序の広場条例の一部を改正する
条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 19 議案第 75号 田村市ふれあいと秩序の広場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 2 0 議案第 7 6 号 田村市体育施設条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 20 議案第 76号 田村市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 2 1 議案第 7 7 号 田村市児童遊び場条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 21 議案第 77号 田村市児童遊び場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第２２ 議案第７８号 田村市屋内ゲートボール場条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第２２ 議案第７８号 田村市屋内ゲートボール場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第２３ 議案第７９号 田村市農村集会施設条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 23 議案第 79号 田村市農村集会施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 2 4 議案第 8 0 号 田村市農村広場条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 24 議案第 80号 田村市農村広場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 2 5 議案第 8 1 号 田村市農村公園条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 25 議案第 81号 田村市農村公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 2 6 議案第 8 2 号 田村市大越農村婦人の家条例の一部を改正する条例
について

- 議長（三瓶利野） 日程第 26 議案第 82号 田村市大越農村婦人の家条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 2 7 議案第 8 3 号 田村市都路地域特産品処理加工施設条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 27 議案第 83号 田村市都路地域特産品処理加工施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 2 8 議案第 8 4 号 田村市大越転作技術研修センター条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 28 議案第 84号 田村市大越転作技術研修センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 9 議案第 8 5 号 田村市おおごえふるさと館条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第 29 議案第 85号 田村市おおごえふるさと館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決さ

れました。

日程第 3 0 議案第 8 6 号 田村市文化の館ときわ条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 30 議案第 86号 田村市文化の館ときわ条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 1 議案第 8 7 号 田村市滝根森林総合利用施設条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 31 議案第 87号 田村市滝根森林総合利用施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありますので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 87号については、常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 3 2 議案第 8 8 号 田村市船引総合利用自然林条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 32 議案第 88号 田村市船引総合利用自然林条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 3 3 議案第 8 9 号 田村市畜産管理センター条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 33 議案第 89号 田村市畜産管理センター条例の一部を改正す

る条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 4 議案第 9 0 号 田村市殿上観光牧場条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第 34 議案第 90号 田村市殿上観光牧場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(三瓶利野) 起立多数であります。よって、議案第90号については、常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第35 議案第91号 田村市カブトムシ自然の森条例の一部を改正する条例について

- 議長(三瓶利野) 日程第35 議案第91号 田村市カブトムシ自然の森条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

-
- 議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

-
- 議長(三瓶利野) これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(三瓶利野) 起立多数であります。よって、議案第91号については、常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第36 議案第92号 田村市レストハウス釜山条例の一部を改正する条例について

- 議長(三瓶利野) 日程第36 議案第92号 田村市レストハウス釜山条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 92号については、常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 7 議案第 9 3 号 田村市淹根農産物等処理加工場条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第 37 議案第 93号 田村市淹根農産物等処理加工場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 93号については、常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 8 議案第 9 4 号 鍾乳洞管理条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 38 議案第 94号 鍾乳洞管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 94号については、常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 3 9 議案第 9 5 号 田村市天地人館条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 39 議案第 95号 田村市天地人館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 95号については、常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 0 議案第 9 6 号 国民休養地仙台平キャンプ場条例の一部を改正する
条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 40 議案第 96号 国民休養地仙台平キャンプ場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 96号については、常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 1 議案第 9 7 号 田村市星の村条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 41 議案第 97号 田村市星の村条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第97号については、常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第42 議案第98号 田村市星の村ふれあい館条例の一部を改正する条例
について

- 議長（三瓶利野） 日程第42 議案第98号 田村市星の村ふれあい館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 98号については、常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 4 3 議案第 9 9 号 田村市船引コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 43 議案第 99号 田村市船引コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 99号については、常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 4 4 議案第 1 0 0 号 田村市索道事業施設条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 44 議案第 100号 田村市索道事業施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、反対の意見がありましたので、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、議案第 100号については、常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 5 議案第 1 0 1 号 田村市滝根コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

○議長（三瓶利野） 日程第 45 議案第 101号 田村市滝根コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 6 議案第 1 0 2 号 田村市グリーンパーク都路草原の家やすらぎ条例

の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 46 議案第 102号 田村市グリーンパーク都路草原の家やすらぎ条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 4 7 議案第 1 0 3 号 田村市営住宅集会所条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第 47 議案第 103号 田村市営住宅集会所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第４８ 議案第１０４号 田村市都市公園条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第４８ 議案第１０４号 田村市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第４９ 議案第１０５号 田村市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

- 議長（三瓶利野） 日程第４９ 議案第１０５号 田村市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 0 議案第 1 0 6 号 平成 1 7 年度田村市一般会計補正予算（第 2 号）
について

○議長（三瓶利野） 日程第 50 議案第 106号 平成 17年度田村市一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 1 議案第 1 0 7 号 平成 1 7 年度田村市国民健康保険特別会計補正予

算（第１号）について

- 議長（三瓶利野） 日程第 51 議案第 107号 平成 17年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第 5 2 議案第 1 0 8 号 平成 1 7 年度田村市簡易水道事業特別会計補正予

算（第１号）について

- 議長（三瓶利野） 日程第 52 議案第 108号 平成 17年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 3 議案第 1 0 9 号 平成 1 7 年度田村市農業集落排水事業特別会計補

正予算（第 1 号）について

- 議長（三瓶利野） 日程第 53 議案第 109号 平成 17年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 4 議案第 1 1 0 号 平成 1 7 年度田村市授産場事業特別会計補正予算

（第 1 号）について

- 議長（三瓶利野） 日程第 54 議案第 110号 平成 17年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 5 議案第 1 1 1 号 平成 1 7 年度田村市総合福祉センター特別会計補
正予算（第 1 号）について

○議長（三瓶利野） 日程第 55 議案第 111号 平成 17年度田村市総合福祉センター特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 6 議案第 1 1 2 号 平成 1 7 年度田村市診療所事業特別会計補正予算

(第1号)について

- 議長(三瓶利野) 日程第56 議案第112号 平成17年度田村市診療所事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。
-

- 議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。
-

- 議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。
-

日程第57 議案第113号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正

予算(第1号)について

- 議長(三瓶利野) 日程第57 議案第113号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。
-

- 議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。
-

- 議長(三瓶利野) これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 8 議案第 1 1 4 号 平成 1 7 年度田村市老人保健特別会計補正予算

（第 1 号）について

- 議長（三瓶利野） 日程第 58 議案第 114号 平成 17年度田村市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 9 議案第 1 1 5 号 平成 1 7 年度田村市介護保険特別会計補正予算

（第 1 号）について

- 議長（三瓶利野） 日程第 59 議案第 115号 平成 17年度田村市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 0 議案第 1 1 6 号 平成 1 7 年度田村市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（三瓶利野） 日程第 6Q 議案第 116号 平成 17年度田村市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 1 認定第 3 9 号 平成 1 6 年度田村市一般会計歳入歳出決算認定につ

いて

- 議長（三瓶利野） 日程第 61、認定第 39号 平成 16年度田村市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。2 番木村高雄君。木村高雄君。

（2 番 木村高雄議員 登壇）

- 2 番（木村高雄） 認定第 39号 平成 16年度田村市一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

まず、本議案は、3 月から 6 月までの暫定予算の 3 月分の 1 カ月分の決算であります。私は、3 月定例議会において、民生費の中の敬老祝い金の支給年齢の引き上げや、平成 17 年度から 20年度まで支給される行政局と支給されない行政局があり、不公平であること、また、出産誕生祝い金、介護者手当などが、合併後、滝根町などと比較すると低い方に調整されているということで予算に反対討論を行いました。

合併後の市民感情からすれば、「市民生活はどうなるのだろう。今までの福祉、子育て支援は」と不安と期待が入りまじった心境であったと思います。田村 5 町村合併は、少子高齢化への対応、サービスは高い方へ、負担は低い方に調整されるとの合併説明会とは裏腹な暫定予算であり、市民を失望させたものではないでしょうか。今回は、その 1 カ月の決算であり、改善されないまま執行されたということが反対の理由であります。

最後に、子育て支援の充実はもちろん、都路、常葉、大越行政局のお年寄りにも公平に敬老祝い金を支給するために、早急に予算化するべきだということを訴え、私の討論を終わります。

- 議長（三瓶利野） 次に、賛成討論の発言を許します。28番村上好治君。

（28番 村上好治議員 登壇）

- 28番（村上好治） 28番村上です。

認定第 39号 平成 16年度田村市一般会計歳入歳出決算認定について賛成討論を行います。決算認定については、平成 16年度予算についても反対したとの決算認定についての反対

の理由ですが、委員会としては、1カ月決算認定の審査でもあり、原案のとおり賛成多数で可決認定されましたので報告し、賛成討論いたします。

- 議長（三瓶利野） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。
-

- 議長（三瓶利野） 本案は、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、認定第39号については、常任委員長報告のとおり認定することに決しました。
-

日程第62 認定第40号 平成16年度田村市国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第62 認定第40号 平成16年度田村市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。2番木村高雄君。木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

- 2番（木村高雄） 認定第40号 平成16年度田村市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

本議案についても、3月議会において、短期証明書30世帯、資格証明書が40世帯に発行されており、事実上このことは、国民健康保険証の取り上げで病院にかかれない、かかりづらいという状況も生まれております。収入がなくても生活がどんなに大変でも保険料を払わなければ保険証を交付しないというのは、およそ社会保障の理念からもかけ離れたことであり、国民健康保険証はまさに命綱であり、これを断ち切ることは許せないと国民

健康保険証を交付すべきと改善を求めましたが、短期資格証明書が同様に発行されているというのが認定 40号に対する反対の理由であります。

さて、今回、常任委員会で明らかになったことは、田村市の国保の基金が県内 11市の中で断トツ 1 位であります。長引く不況、悪化する経済状況の中で生活していくのは大変だという市民の声、国保税が高くて、払いたくても払えない、払うのが大変だという加入者のために、国保の基金を活用して国保税を引き下げることが今後の重要な課題だということとを申し上げて、私の討論を終わります。

- 議長（三瓶利野） 次に、賛成討論の発言を許します。28番村上好治君。

（28番 村上好治議員 登壇）

- 28番（村上好治） 認定第 40号 平成 16年度田村市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成討論を行います。

短期保険証は発行すべきでないとの考えで、予算が 1 カ月でも執行されたということでの反対討論でありましたが、委員会審議においては、賛成多数により可決認定されましたので報告し、賛成討論といたします。

- 議長（三瓶利野） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

-
- 議長（三瓶利野） 本案は、起立によって採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、認定第 40号については、常任委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 63 認定第 41号 平成 16年度田村市簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 63 認定第 41号 平成 16年度田村市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 6 4 認定第 4 2 号 平成 1 6 年度田村市滝根町観光事業特別会計歳入歳
出決算認定について

○議長（三瓶利野） 日程第 64 認定第 42号 平成 16年度田村市滝根町観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 6 5 認定第 4 3 号 平成 1 6 年度田村市都路町観光事業特別会計歳入歳
出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 65 認定第 43号 平成 16年度田村市都路町観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決しました。
-

日程第 6 6 認定第 4 4 号 平成 1 6 年度田村市農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 66 認定第 44号 平成 16年度田村市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 6 7 認定第 4 5 号 平成 1 6 年度田村市宅地造成特別会計歳入歳出決算
認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 67 認定第 45号 平成 16年度田村市宅地造成特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 6 8 認定第 4 6 号 平成 1 6 年度田村市公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 68 認定第 46号 平成 16年度田村市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 6 9 認定第 4 7 号 平成 1 6 年度田村市授産場事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（三瓶利野） 日程第 69 認定第 47 号 平成 16 年度田村市授産場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 7 0 認定第 4 8 号 平成 1 6 年度田村市総合福祉センター特別会計歳入
歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 70 認定第 48号 平成 16年度田村市総合福祉センター特別会計
歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定す
ることに決しました。
-

日程第 7 1 認定第 4 9 号 平成 1 6 年度田村市船引東部地区土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 71 認定第 49号 平成 16年度田村市船引東部地区土地区画整理
事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 7 2 認定第 5 0 号 平成 1 6 年度田村市診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 72 認定第 50号 平成 16年度田村市診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 7 3 認定第 5 1 号 平成 1 6 年度田村市歯科診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 73 認定第 51号 平成 16年度田村市歯科診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 7 4 認定第 5 2 号 平成 1 6 年度田村市老人保健特別会計歳入歳出決算
認定について

○議長（三瓶利野） 日程第 74 認定第 52号 平成 16年度田村市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 7 5 認定第 5 3 号 平成 1 6 年度田村市介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 75 認定第 53号 平成 16年度田村市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決しました。
-

日程第 7 6 認定第 5 4 号 平成 1 6 年度田村市水道事業会計歳入歳出決算認定
について

- 議長（三瓶利野） 日程第 76 認定第 54号 平成 16年度田村市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり認定することに決しました。

昼食休憩のため休議いたします。

再開は、午後１時といたします。

午前 11 時 56 分 休議

午後 1 時 30 分 再開

- 議長（三瓶利野） 再開いたします。

休議前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。

34番松本熊吉君は、本日午後欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

日程第 77 付託議案の特別委員会審査結果報告

- 議長（三瓶利野） 日程第 77 付託議案の特別委員会審査結果報告を行います。

決算審査特別委員会に付託しておりました認定第 4 号から認定第 38 号までの 35 議案について、決算審査特別委員長から審査結果の報告を求めます。決算審査特別委員長松崎 功君。松崎決算審査特別委員長。

（決算審査特別委員長 松崎 功登壇）

- 決算審査特別委員長（松崎 功） 議長のお許しをいただきましたので、決算審査特別委員会の審査報告を行います。

なお、報告書中、認定の件名につきましては割愛をさせていただきまして、何号、何号でさせていただきますこととお許しいただきたいと思います。

決算審査特別委員会審査報告を行います。

本委員会は、9 月 14 日の本会議において設置され、付託を受けた認定第 4 号 平成 16 年度滝根町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 38 号 平成 16 年度船引町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 35 件について、各旧町村ごとに決算審査特別委員会を設置し、それぞれ 9 月 15 日に各行政局におきまして、一斉に決算審査特別

小委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、付託案件の審査を実施いたしました。

その結果については、配付してあります「小委員会審査報告書」のとおりであります。

ここで、各決算審査特別委員会の審査概要について申し上げます。

初めに、旧滝根町決算審査特別小委員会においては、付託案件、認定第4号 平成16年度滝根町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第12号 平成16年度滝根町宅地造成特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件について慎重審査の結果、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号、認定第11号、認定第12号について、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、旧大越町決算審査特別小委員会においては、付託案件、認定第13号 平成16年度大越町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第16号 平成16年度大越町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの4件について慎重審査の結果、認定第13号、認定第14号、認定第15号、認定第16号について、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、旧都路村決算審査特別小委員会においては、付託案件、認定第17号 平成16年度都路村一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第24号 平成16年度都路村観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件について慎重審査の結果、認定第17号、認定第18号、認定第19号、認定第20号、認定第21号、認定第22号、認定第23号、認定第24号について、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、旧常葉町決算審査特別小委員会においては、付託案件、認定第25号 平成16年度常葉町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第30号 平成16年度常葉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件について慎重審査の結果、認定第25号、認定第26号、認定第27号、認定第28号、認定第29号、認定第30号について、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、旧船引町決算審査特別小委員会においては、付託案件、認定第31号 平成16年度船引町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第38号 平成16年度船引町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件について慎重審査の結果、認定第31号、認定第32号、認定第33号、認定第34号、認定第35号、認定第36号、認定第37号、認定第38号について、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

各旧5町村決算審査特別小委員会、それぞれ全員一致の認定であります。

決算審査特別委員長報告に対する質疑につきましては、各決算審査特別小委員長に答弁

をいたさせます。

なお、各決算審査特別小委員会での主な意見等につきましては、別紙「各決算審査特別小委員会意見等一覧」のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

本決算審査特別委員会は、田村市合併前の旧5町村の1ヵ月分の決算ということで、最初で最後となる決算審査でありました。これまで、それぞれの町村で議決機関の一員としてかかわってきた議員が、その立場と責任を自覚し、施策にしっかりと反映させていくことが決算審査が意義あるものになると確信しております。今後、行政、議会、それぞれの立場で認識をしていただくことをお願いし、決算審査特別委員長としての報告をさせていただきますので、慎重審議の上、御認定いただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（三瓶利野） これをもちまして決算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

日程第78 認定第4号 平成16年度滝根町一般会計歳入歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第78 認定第4号 平成16年度滝根町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第79 認定第5号 平成16年度滝根町国民健康保険特別会計歳入歳出決

算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 79 認定第 5 号 平成 16年度滝根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。
-

日程第 8 0 認定第 6 号 平成 1 6 年度滝根町老人保健特別会計歳入歳出決算認

定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 80 認定第 6 号 平成 16年度滝根町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 8 1 認定第 7 号 平成 1 6 年度滝根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長(三瓶利野) 日程第 81 認定第 7 号 平成 16年度滝根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

-
- 議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

-
- 議長(三瓶利野) これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 8 2 認定第 8 号 平成 1 6 年度滝根町観光事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長(三瓶利野) 日程第 82 認定第 8 号 平成 16年度滝根町観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 8 3 認定第 9 号 平成 1 6 年度滝根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（三瓶利野） 日程第 83 認定第 9 号 平成 16年度滝根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 8 4 認定第 1 0 号 平成 1 6 年度滝根町公共下水道事業特別会計歳入歳

出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 84 認定第 10号 平成 16年度滝根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。
-

日程第 8 5 認定第 1 1 号 平成 1 6 年度滝根町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 85 認定第 11号 平成 16年度滝根町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 8 6 認定第 1 2 号 平成 1 6 年度滝根町宅地造成特別会計歳入歳出決算
認定について

- 議長(三瓶利野) 日程第 86 認定第 12号 平成 16年度滝根町宅地造成特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

-
- 議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

-
- 議長(三瓶利野) これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 8 7 認定第 1 3 号 平成 1 6 年度大越町一般会計歳入歳出決算認定につ
いて

- 議長(三瓶利野) 日程第 87 認定第 13号 平成 16年度大越町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 8 8 認定第 1 4 号 平成 1 6 年度大越町老人保健特別会計歳入歳出決算
認定について

○議長（三瓶利野） 日程第 88 認定第 14号 平成 16年度大越町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 8 9 認定第 1 5 号 平成 1 6 年度大越町国民健康保険特別会計歳入歳出

決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 89 認定第 15号 平成 16年度大越町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。
-

日程第 9 0 認定第 1 6 号 平成 1 6 年度大越町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 90 認定第 16号 平成 16年度大越町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 9 1 認定第 1 7 号 平成 1 6 年度都路村一般会計歳入歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 91 認定第 17号 平成 16年度都路村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 9 2 認定第 1 8 号 平成 1 6 年度都路村診療所特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 92 認定第 18号 平成 16年度都路村診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 9 3 認定第 1 9 号 平成 1 6 年度都路村歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（三瓶利野） 日程第 93 認定第 19号 平成 16年度都路村歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 9 4 認定第 2 0 号 平成 1 6 年度都路村国民健康保険特別会計歳入歳出

決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 94 認定第 20号 平成 16年度都路村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。
-

日程第 9 5 認定第 2 1 号 平成 1 6 年度都路村老人保健特別会計歳入歳出決算

認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 95 認定第 21号 平成 16年度都路村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 9 6 認定第 2 2 号 平成 1 6 年度都路村介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 96 認定第 22号 平成 16年度都路村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 9 7 認定第 2 3 号 平成 1 6 年度都路村簡易水道特別会計歳入歳出決算
認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 97 認定第 23号 平成 16年度都路村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 9 8 認定第 2 4 号 平成 1 6 年度都路村観光事業特別会計歳入歳出決算
認定について

○議長（三瓶利野） 日程第 98 認定第 24号 平成 16年度都路村観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 9 9 認定第 2 5 号 平成 1 6 年度常葉町一般会計歳入歳出決算認定につ

いて

- 議長（三瓶利野） 日程第 99 認定第 25号 平成 16年度常葉町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。
-

日程第 1 0 0 認定第 2 6 号 平成 1 6 年度常葉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 100 認定第 26号 平成 16年度常葉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 101 認定第 27 号 平成 16 年度常葉町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長(三瓶利野) 日程第 101、認定第 27 号 平成 16 年度常葉町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

-
- 議長(三瓶利野) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 討論なしと認めます。

-
- 議長(三瓶利野) これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 102 認定第 28 号 平成 16 年度常葉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長(三瓶利野) 日程第 102、認定第 28 号 平成 16 年度常葉町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(三瓶利野) 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 1 0 3 認定第 2 9 号 平成 1 6 年度常葉町下水道特別会計歳入歳出決算
認定について

○議長（三瓶利野） 日程第 103 認定第 29号 平成 16年度常葉町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 1 0 4 認定第 3 0 号 平成 1 6 年度常葉町介護保険特別会計歳入歳出決

算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 104 認定第 30号 平成 16年度常葉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。
-

日程第 1 0 5 認定第 3 1 号 平成 1 6 年度船引町一般会計歳入歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 105 認定第 31号 平成 16年度船引町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 106 認定第 32 号 平成 16 年度船引町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 106 認定第 32 号 平成 16 年度船引町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 107 認定第 33 号 平成 16 年度船引町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 107 認定第 33 号 平成 16 年度船引町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 1 0 8 認定第 3 4 号 平成 1 6 年度船引町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（三瓶利野） 日程第 108 認定第 34号 平成 16年度船引町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 1 0 9 認定第 3 5 号 平成 1 6 年度船引町授産場特別会計歳入歳出決算

認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 109 認定第 35号 平成 16年度船引町授産場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。
-

日程第 1 1 0 認定第 3 6 号 平成 1 6 年度船引町総合福祉センター特別会計歳

入歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 110 認定第 36号 平成 16年度船引町総合福祉センター特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 1 1 1 認定第 3 7 号 平成 1 6 年度船引町船引東部地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 111、認定第 37号 平成 16年度船引町船引東部地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 1 1 2 認定第 3 8 号 平成 1 6 年度船引町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議長（三瓶利野） 日程第 112、認定第 38号 平成 16年度船引町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

決算審査特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 113 陳情第 13 号 田村市役所本庁舎の早期建設についての陳情書

○議長（三瓶利野） 日程第 113 陳情第 13 号 田村市役所本庁舎の早期建設についての陳情書を議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。総務企画常任委員長佐藤義博君。佐藤総務企画常任委員長。

（総務企画常任委員長 佐藤義博登壇）

○総務企画常任委員長（佐藤義博） 御報告いたします。

定例会 9 日目の本会議において、総務企画常任委員会に付託されました陳情について審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

陳情第 13 号、田村市船引町船引字五升車 146 番地の 2、田村市船引地域行政区長連合会会長、星 達夫氏ほか 7 名から提出の、田村市役所本庁舎の早期建設についての陳情書については、本庁の組織体制は分散配置されており、事務処理の円滑な効率化が図られていないので、本庁機能の充実を図るとともに、合併協定書及び新市建設計画を尊重し、早期建設が実施されるべきとの点で、全員一致採択すべきものであると決しました。

以上で審査報告を終わります。御審議の上、御議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三瓶利野） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第 1 1 4 陳情第 1 4 号 農村活性化センターの畜産管理センター運営の継続について

○議長（三瓶利野） 日程第 114、陳情第 14号 農村活性化センターの畜産管理センター運営の継続についてを議題といたします。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。総務企画常任委員長佐藤義博君。佐藤総務企画常任委員長。

（総務企画常任委員長 佐藤義博登壇）

○総務企画常任委員長（佐藤義博） 御報告いたします。

定例会 9 日目の本会議において、総務企画常任委員会に付託されました陳情について審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

陳情第 14号、田村市都路町古道字上の前 5 番地、都路町和牛改良組合長、宗像勝男氏ほか 4 名から提出の農村活性化センターの畜産管理センター運営の継続について、旧都路村におきましては、畜産振興の拠点施設を目的に昭和 56 年より事業を行ってまいったそうですが、平成 13 年 9 月に、国内で初めて B S E の発生があり、価格の低迷、風評被害などのあおりで経営的にも厳しい状況となり、経営規模縮小、肥育素牛の導入もなく、平成 19 年度には廃止せざるを得ない状況にあります。

現在、借り入れている牧草地を返還しなければならない場合には、施設の撤去、植林などが必要となり、多額の財政負担が生ずることになります。継続する場合と廃止する場合を委員会でももう少し調査研究をしなければならないため、継続審査とすることに決定い

たしました。

以上で審査報告を終わります。御審議の上、御議決くださるよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（三瓶利野） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。
-

日程第 115 継続審査となっていた陳情の常任委員会審査結果報告

- 議長（三瓶利野） 日程第 115、継続審査となっていた陳情の常任委員会審査結果報告を行います。

常任委員長から審査結果の報告を求めます。文教常任委員長本田仁一君。本田文教常任委員長。

（文教常任委員長 本田仁一登壇）

- 文教常任委員長（本田仁一） 御報告いたします。

去る 6 月定例会において本委員会に付託され、継続審査となっておりました陳情第 9 号義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める陳情書についての審査経過並びに結果について御報告いたします。

陳情の内容は、2006年度の国の予算編成における義務教育費国庫補助制度の堅持と充実に向けて、政府に対し意見書提出を求めるものであります。

16日の常任委員会審査において、本陳情の審査を行った結果、義務教育費国庫負担金の

削減や廃止は、厳しい状況にある地方財政に深刻な影響を与えるとともに、教育水準の低下や地域間格差を増大させる懸念がある。また、交付金化された場合についても、国によって抑制される懸念があるため、義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求めるべきとの意見から採択すべきものと決しました。

以上で陳情第 9 号義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める陳情書についての審査報告を終わります。

- 議長（三瓶利野） 常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は常任委員長報告のとおり採択することに決しました。
-

日程第 116 市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会調査結果報告

- 議長（三瓶利野） 日程第 116 市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会調査結果報告を行います。

市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員長から調査結果の報告を求めます。市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員長宗像公一君。宗像市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員長。

（市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員長 宗像公一登壇）

- 市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員長（宗像公一） 市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会の調査結果報告と若干の審議経過の御報告を申し上げたいと思います。

案文につきましては、御配付のとおり、平成 18 年 4 月 30 日に任期満了となる在任特例適

用後の最初に行われる市議会議員選挙に限り、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第6項の規定に基づき、旧町村の区域をもって選挙区を設けるものとする。

各選挙区において選挙すべき議員の定数は、公職選挙法第15条第8項の規定に基づき、旧町村ごとの人口比例により配分する。

人口については、直近の国勢調査の数字によるものとする。

こういう結論でございます。

本委員会は、6月定例会におきまして、1名の委員をもって設置されまして、正副委員長互選の会議を含め、報告案文の取りまとめまで合計7回の会議を持ち、鋭意調査を進めてまいりました。

調査の結果、ただいま申し上げましたような結論に達したわけでございますが、人口については、直近の国勢調査の数字によるものとする。これは、具体的には、この数字によりますと、直近の国勢調査というのは平成12年の国勢調査人口をもとにすることになっておりまして、その当時、合計で4万5,052人。それぞれの旧町村の人口を申し上げますと、滝根町5,457人、大越町5,791人、都路村3,337人、常葉町6,547人、船引町2万3,920人。こういうことになりまして、議員1人に対する人口につきましては、1,732.77ということになります。それをもとに議員定数の配当基数といたしましては、滝根町が3.1493、大越町3.3420、都路村1.9258、常葉町3.7783、船引町13.8045ということになりまして、具体的に申し上げますと、議席につきましては、滝根3人、大越3人、都路2人、常葉4人、船引14人ということになります。これにつきまして、議員1人1票の格差につきましては、常葉町を1.000とした場合に、滝根町1.111、大越町1.179、都路村1.020、船引町1.044、こういった数字になるものでございます。

なお、補足して審議経過を要約して申し上げますが、6月定例会において特別委員会が設置され、正副委員長を互選した会議の後、1回目の会議になります7月11日は、調査の進め方について協議し、2回目の会議は7月25日、各委員の方々から意見を表明していただき、その要約録を各会派に持ち帰り、御協議をいただきました。3回目の会議は8月8日に行い、各会派の基本的な姿勢を明らかにしていただきながら、その理由についても表明をいただき、選挙区を設けた場合の各選挙区の議員定数の資料を配付して、各会派で再び御協議を願いました。4回目は、さらに突っ込んだ意見の交換を行いながら、クラスター方式、過疎地への配慮、1票の格差、激変緩和措置、在任特例後の選挙である、田村市としての一体感などの論点を詳しく検証いたしました。特別委員会として、全会一致の成

案を求める観点から各種意見を総合的に勘案し、委員長より旧町村ごとの人口比例による選挙区選挙という調停案を提示し、これを各会派にて３度目の御協議をお願いいたしました。その結果、８月２９日、午後５時より第５回の委員会を開催いたし、それぞれの会派から大変な譲歩をいただき、大変な苦渋の大英断をもって全会一致にて当初の結論に達した次第であります。

議員各位の御寛容・御理解、特別委員会全会一致という結論を尊重の上、御議決賜りますようお願いを申し上げ、特別委員長の報告とさせていただきます。

- 議長（三瓶利野） 特別委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。１番永山 弘君。
- １番（永山 弘） ただいま委員長の報告を受けましたけれども、私も、合併前の協議会委員でございました。事情がございまして途中で委員を辞任いたしました。その際に、この選挙制度の委員にもなっておりましたが、一番最初に出たのが、今、委員長報告したように、人口比例、船引町が１４、常葉４、大越・滝根が３・３、都路が２という話が出ました。そのときに、「これは対等合併なんだろう」と。「船引町に吸収合併ならば、船引が過半数をとっても、３分の２をとっても私は何も申しません。対等合併、なおさらクラスター方式でいくんだというときに、議会の過半数を１町村が占めるのは全く私には理解できないから、その人口比例というものを見直すことはできないのか県なり国に確認してくれ」ということで、恐らく総務省からもその回答が来ていると思いますので、委員長でも結構です。もしくは、その当時の協議会の事務局長でも結構ですから、それを朗読してください。お願いします。
- 議長（三瓶利野） ただいまの質疑に対して宗像市議会選挙区制度に関する調査特別委員長の答弁を求めます。宗像市議会選挙区制度に関する調査特別委員長。
- 市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員長（宗像公一） ただいま、永山委員から、船引町が人口比例でいくと過半数になっちゃうじゃないかと、こういうことについて総務省の見解はどうだということでございますが、合併協議会の話でございます。合併協議会につきましては、結論が出なかったということで、私どもの特別委員会にこれが付託されておったと。要するに、合併協議会では、結論が出なかったということなんですね。その折に、総務省の方に問い合わせをしまして、その資料につきましては、特別委員会においても検討させていただきました。

それによりますと、市議会議員選挙に係る選挙区の設置について、総務省に電話照会し

た結果、これは、県の選管に問い合わせたところ、総務省の見解を求めたと、電話で照会したということでございます。これは、永山議員、御承知のとおりでございます。

これについての質疑応答につきましては、「本事例、つまり、市町村合併による新市の設置、議会議員について在任特例を持ち、特例期間経過後、選挙区を設けて任期満了選挙を実施する場合、公選法施行令第9条で定める人口比例による定数配分の例外事由には当たらないと考えられる。よって、定数配分を人口比例によらず行うには、公選法第15条第8項ただし書きの特別な事情に該当していることが必要であると思うがどうか」と、こういう問いに対しまして、「施行令第9条を根拠にした場合、直ちに違法となるわけではないが、法の趣旨に照らして適当ではない。法第15条第8項ただし書きを根拠とするのが望ましい」というようなことで回答を得ておりまして、あと、さらに、問2としまして、「過去の選挙時報に、法第15条第8項ただし書きの特別な事情とは、過疎現象を指すとの解釈があるが、これは昭和45年9月の質疑であるが、現在も解釈に変更ないか」。また、「過疎町村に該当する旧町村単位の選挙区の定数を一定程度増加させようとする場合、過疎現象があると判断する際の指標や人口比例しないで配分する場合の議員1人当たりの人口の格差、上限等はあるか」との問いに関しましては、前段について、「法第15条第8項ただし書きの規定は、これは昭和44年の制定当時、急激な都市化を背景に、地域間の実質的均衡を図るための手段として認められたものであり、過疎現象のみを指すとの解釈を示したものであるが、現在においては社会状況も変化しており、特別な事情は、過疎現象のみに限定されないと解する。ただし、特別な事情と認めるには、相当の合理性が必要である」。後段については、「総務省としては、特別な事情の具体例、指標及び具体的な数値は示さない。各団体の議会等で地域の事情に照らして判断してもらうしかない。なお、過去ある団体から、定数配分に伴う議員同士のあつれきをなくすために定めた案を用いることはどうかとの照会があったが、このような理由は合理性があるとは言えないと回答したことがある」とのこと。これが合併協議会におけるこの電話照会の結果の資料でございます。

したがって、こういったことで、その後、実は、この問題につきましては、特別委員会でも議論になった点でございます。委員の方から御発言がありまして、これにつきましては、県の選管に照会をしております。その中で、人口比例というのが15条8項の本文の部分であります。これは人口比例によるというふうに本文に書いてございます。したがって、それによって人口の多い町村が自動的に過半数を占めた場合でも、それは何ら問題

のあるものではないという回答を得ているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三瓶利野） 1番永山 弘君。

○1番（永山 弘） 今、委員長から説明を伺いましたが、特別な事情と。事情がある場合にはこの限りではないという回答だと思うんです。参考に、その回答の下に、在任特例を使った新設合併の場合、合併後、最初に行う一般選挙は適用することが適当でないと書かれているということは、人口比例をもとに選挙をすることは適当でないという解釈だと私はしております。しかし、ここで反対討論をする考えはございません、特別委員会で7回も8回も審議をしているわけですから。また、皆さんに反対討論をして御迷惑をかける気は毛頭ございません。ただ、いかんせん、私は、そういう1町村が過半数を占めるというような裁定には、この議場にはいたくございませんから、退席をさせていただいて、その後に採決をお願いします。

（1番 永山 弘議員 退席）

○議長（三瓶利野） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） ないものと認め、質疑を終結いたします。

申し上げます。

11番永山 弘君は、ただいま退席をいたしました。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本件は、起立によって採決いたします。

特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三瓶利野） 起立多数であります。よって、本件は特別委員長報告のとおり決定いたしました。

暫時休議いたします。

再開の時刻については、追ってお知らせをいたします。

午後 2 時 2 3 分 休議

(1 番 永山 弘議員 着席)

午後 2 時 5 0 分 再開

- 議長（三瓶利野） 休議前に引き続き会議を再開いたします。

申し上げます。

11番永山 弘君は、再入場いたしておりますので御報告申し上げます。

追加議案の取り扱いについて、議会運営委員会において協議されましたので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長安藤嘉一君。安藤議会運営委員長。

(議会運営委員長 安藤嘉一登壇)

- 議会運営委員長（安藤嘉一） 先ほど議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

市長から提出されました議案第 117号 平成 17年度田村市一般会計補正予算（第 3 号）並びに発議第 15号 義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める意見書の提出について及び発議第 16号 田村市議会議員選挙区設置条例の制定については、協議の結果、日程に追加することに決定いたしました。

以上報告を終わります。

- 議長（三瓶利野） ただいま、議会運営委員長から報告がありました。

議会運営委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「 質疑なし 」 と呼ぶ者あり)

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり、日程第 1、議案 117号から日程第 3、発議第 16号までを日程に追加し、直ちに議題とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「 異議なし 」 と呼ぶ者あり)

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議事日程（第 6 号の追加 1 ）のとおり、

日程第 1、議案第 11 号から日程第 3、発議第 16 号までを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 議案第 11 号 平成 17 年度田村市一般会計補正予算（第 3 号）
について

- 議長（三瓶利野） 追加日程第 1、議案第 11 号 平成 17 年度田村市一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

- 市長（富塚宥暲） 議案第 11 号 平成 17 年度田村市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

本案は、8 月 25 日から 26 日にかけての台風 1 号及び 9 月 6 日から 7 日にかけての台風 14 号、また、8 月 16 日に発生いたしました宮城県沖の地震、さらには 8 月 19 日及び 9 月 14 日の落雷により被害のありました道路、公共施設などの災害復旧に要する経費など、早急に対応が必要な経費を補正しようとするものであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に 1,300 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 202 億 9,236 万 2,000 円にしようとするものであります。

歳入につきましては、災害復旧費に係る分担金、国庫支出金、災害復旧債など、1,300 万 9,000 円を追加し、歳出につきましては、災害復旧費などに 2,162 万 6,000 円を追加し、予備費を 861 万 7,000 円減額するものであります。

以上、追加して御提案申し上げました議案の概要について御説明申し上げましたが、所管部長より補足して御説明いたさせます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（三瓶利野） 本案に対して総務部長から補足説明を求めます。相良総務部長。
- 総務部長（相良昭一） 議案第 11 号 平成 17 年度田村市一般会計補正予算について、補足して御説明を申し上げます。

補正予算説明書の事項別明細書により御説明を申し上げます。

8 ページをお開き願います。

まず、歳入であります。第 1 款分担金及び負担金に 35 万円を追加いたします。これは、台風 1 号により農地災害復旧事業に係る受益者分担金であります。

第1款国庫支出金に 333万 5,000円を追加いたします。これは、台風1号による公共土木施設災害復旧費負担金であります。

第1款県支出金に 464万円を追加いたします。これは、農林水産施設災害復旧費補助金であります。

第1款諸収入 128万 4,000円の追加は、落雷による設備災害の火災共済金であります。

第2款市債に 340万円を追加いたします。これは、公共土木施設災害復旧事業債及び農業施設災害復旧事業債であります。

次に、歳出、10ページをお願いいたします。

第2款総務費に54万 1,000円を追加いたします。これは、8月1日に発生いたしました宮城県沖の地震に被災いたしました大越行政局玄関トップライト修繕料であります。

第7款商工費には、128万 5,000円を追加いたします。これは、落雷により被災した常葉スカイパレス水道施設修繕料であります。

第1款災害復旧費第1項農林水産施設災害復旧費に 828万円を追加いたします。これは、台風1号により被災した農道、水路など、施設9カ所と農地1カ所の農地災害復旧事業費であります。

第2項公共土木施設災害復旧費 1,152万円の追加は、台風1号及び台風14号により被災した市道4カ所の公共土木施設災害復旧費であります。

第1款予備費を 86万 7,000円減額いたします。

以上、補足説明といたします。

○議長（三瓶利野） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案 117号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第3号）については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、議案第 117号については、委員会付託を省略することに決しました。

○議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

○議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第２ 発議第１５号 義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める意見書の提出について

○議長（三瓶利野） 追加日程第２、発議第１５号 義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局書記。

○事務局書記（渡辺新一） では、朗読いたします。

発議第１５号

義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める意見書の提出について

田村市議会会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成１７年９月２６日提出

提出者 田村市議会議員 吉 田 豊

賛成者 田村市議会議員 佐 藤 貴 夫

賛成者 田村市議会議員 新 田 秋 次

賛成者 田村市議会議員 吉 田 文 夫

賛成者 田村市議会議員 早 川 栄 二

賛成者 田村市議会議員 村 越 崇 行

次のページになります。

義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める意見書（案）

２００５年は教育基本法施行５８周年にあたり、その理念・精神を生かしていかなければならない。特に、第１０条に沿って教育行政は、教育諸条件の整備確立を進めていくべきである。

義務教育費国庫負担制度は、国民の教育を受ける権利を保障するため、「国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする」（義務教育費国庫負担法第１条）とし制定され、今日まで義務教育の発展・向上のために大きな役割を果たしてきた。

しかるに、１９８５年度の予算編成以来、国の財政再建や国と地方の役割分担などを理由として、毎年国庫負担制度の見直しが問題とされ、制度が後退させられてきた。

一方、このような中で学校事務職員・栄養職員給与費の適用除外については、県議会や市町村議会から多数の反対意見書、地方自治体当局からの上申書などによって、これまで２０年以上毎年適用除外が見送られてきた。

しかし、首相の諮問機関である経済財政諮問会議や地方分権改革会議などから、「学校事務職員・栄養職員の義務教育費国庫負担の適用除外」だけでなく「義務教育費国庫負担金すべてを最終的に一般財源化・交付金化する」や「税源移譲する」という強い提言が出され、２００９年度まで国庫負担金を廃止する方向で検討が進められている。

これは、義務教育が果たしてきた役割を否定し、財政削減のみを追及している議論である。「教育は人」と言われる中、義務教育の根幹をゆるがす大きな問題である。学校事務・栄養職員の給与を含む教職員全体の人件費の適用除外は、義務教育費国庫負担制度そのものを崩壊へと導き、教育の充実と子どもたちの教育を受ける権利の保障を国みずから放棄するのに等しいものである。

国民の将来と国の未来のために、教育基本法第１０条に沿って、教育条件を充実させていかなければならない。

よって、本市議会では、政府に対し、義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を強く要望する。

以上、地方自治法第９９条に基づき、意見書を提出する。

平成１７年９月２６日

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

財 務 大 臣 様

文部科学大臣 様

福島県田村市議会議長 三 瓶 利 野

以上で朗読を終わります。

- 議長（三瓶利野） 提出者吉田 豊君から提案理由の説明を求めます。吉田 豊君。
- 5番（吉田 豊） 提案理由の説明をさせていただきます。

本件、発議第15号につきましては、義務教育費国庫負担制度の堅持と充実を求める意見書の提出についてを求める陳情が採択されましたことを受け、陳情の趣旨にかんがみ、意見書の提出につき、5名の賛成者とともに御提案するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

- 議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。

-
- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

追加日程第3 発議第16号 田村市議会議員選挙区設置条例の制定について

- 議長（三瓶利野） 追加日程第3、発議第16号 田村市議会議員選挙区設置条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局書記。

- 事務局書記（渡辺新一） では、朗読いたします。

発議第16号

田村市議会議員選挙区設置条例の制定について

田村市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成17年9月26日提出

提出者 田村市議会議員 宗 像 公 一

賛成者	田村市議会議員	七	海	博
賛成者	田村市議会議員	橋	本	善 正
賛成者	田村市議会議員	松	本	道 男
賛成者	田村市議会議員	横	井	孝 嗣
賛成者	田村市議会議員	大和田	一	夫
賛成者	田村市議会議員	新	田	耕 司

次のページをごらんください。

田村市議会議員選挙区設置条例

（選挙区の設置）

第1条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第6項の規定に基づき、田村市議会議員の選挙のため、選挙区を設ける。

（各選挙区において選挙すべき議員の数）

第2条 選挙区及びその区域並びに各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区、区域、選挙すべき議員の数の順に読み上げます。

第1選挙区、旧滝根町の区域、3人。第2選挙区、旧大越町の区域、3人。第3選挙区、旧都路村の区域、2人。第4選挙区、旧常葉町の区域、4人。第5選挙区、旧船引町の区域、14人。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、施行後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り適用する。

以上で朗読を終わります。

- 議長（三瓶利野） 提出者宗像公一君から提案理由の説明を求めます。宗像公一君。
- 6番（宗像公一） 発議第16号 田村市議会議員選挙区設置条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

先ほどの本会議におきまして、市議会議員選挙区制度に関する調査特別委員会調査結果報告が報告書のとおり決定されましたので、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定に基づき、田村市議会議員選挙の選挙区及びその区域並びに各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものでございます。

よろしく御審議の上、何とぞ御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 質疑なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 討論なしと認めます。
-

- 議長（三瓶利野） これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

- 議長（三瓶利野） 以上で本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

ここで、市長より発言があれば、これを許します。富塚市長。

- 市長（富塚宥暉） ごあいさつと御礼を申し上げます。

平成17年田村市議会9月定例会に当たりまして、議員の皆様には、公私とも御多用なところ御出席を賜り、2日間の会期をもちまして、御提案申し上げました田村市表彰条例の制定や指定管理者制度に係る条例の一部改正、平成17年度各会計補正予算及び平成16年度各会計歳入歳出決算の認定など並びに追加いたしました平成17年度一般会計補正予算の

112件の全議案につきまして、慎重なる御審議をいただき、原案のとおり御議決・御承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきましては、平成17年2月28日をもって旧町村が廃止され、新生田村市が誕生したことに伴い、5町村ごとの決算認定35件がありましたことから、決算審査特別委員会を設置されるなど、多くの案件を御審議いただきましたことについて改めて御礼申し上げます。今後の執行に当たりましては、十分議会の皆様の意を体しながら進めてまいり所存でありますので、温かい御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これから収穫の秋を迎え、農作業も一段と忙しくなっております。田村市の基幹作物であります葉たばこ、水稻、野菜等につきましても、極めて順調に推移いたしており、市民の皆様ともども豊穰の秋を迎えられることと思っております。また、日一日と寒さが加わっております。どうか議員の皆様におかれまして、御健康に御留意くださいます、田村市の発展のために今後とも御活躍をいただきますようお願い申し上げ、ごあいさつと御礼にかえる次第であります。まことにありがとうございました。

○議長（三瓶利野） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会において、当局より提案されました案件は、合わせて112件という極めて多数に上るものでありましたが、その審議に当たられた議員各位の精力的な取り組みにより、いずれも妥当なる結論を得て、本日ここに議決することとなりました。議員各位並びに審議に御協力をいただきました執行機関と関係者各位に厚く御礼を申し上げます。

本定例会において、特筆すべきは、現議員の在任特例期間満了により、来年4月に施行される本市議会議員の選挙にかかわる選挙制度の方向づけがなされたことであります。本件については、特別委員会において真剣にして活発なる論議、討議、協議を経て取りまとめられ、本日議決されることとなったものでありますが、この間になされた特別委員会の正副委員長を初め、委員各位の多大なる御労苦に対し改めて御礼を申し上げるものであります。

また、今定例会後に実施されると思われま各委員会の視察研修に当たりましては、適切にして確たる目的のもとに、より効果的な事業として実施されますよう切望いたします。

結びに、開会以来21日間にわたり行われました9月定例会が全議案の審議を議決し、ここに無事閉会の運びとなりましたことに対し、各位に重ねて厚く御礼を申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

○議長（三瓶利野） これにて平成 17 年田村市議会 9 月定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 13 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 17 年 9 月 26 日

議 長

署名議員

同